（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条　第四条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令第一条、第六条及び第八条の規定は、令和三年十月以後の月分の年金生活者支援給付金の支給に関する法律の規定による年金生活者支援給付金について適用する。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　菅　義偉

国民年金法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百号

国民年金法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第二十七条の四第四項、第二十七条の五第四項、第八十七条第六項及び第九十四条第三項、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十三条の四第六項及び第四十三条の五第六項（これらの規定を同法附則第十七条の四第十項において準用する場合を含む。）、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成二十一年法律第三十七号）第二条及び第三条（これらの規定を同法附則第二条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民年金法施行令の一部改正）

第一条　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項ただし書中「平成三十年三月」を「平成三十一年三月」に、「令和二年四月」を「令和三年四月」に改め、同項の表を次のように改める。

平成二十三年度	○・○二二
平成二十四年度	○・○一五
平成二十五年度	○・○○九
平成二十六年度	○・○○五
平成二十七年度	○・○○四
平成二十八年度	○・○○三
平成二十九年度	○・○○二
平成三十年度	○・○○一

（沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第二条　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第一号中「四・一五七」を「四・一五三」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号。附則第二条において「昭和六十一年経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項の表第六条の四第三項及び第六条の五第二項の項中「八万六千九百円」を「八万六千六百円」に改める。

第九十四条及び第百十七条中「十一万千九百円」を「十一万千八百円」に改める。

（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第四条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「八・八一五」を「八・八二五」に、「八・三〇四」を「八・三一三」に、「七・八一九」を「七・八二七」に、「七・三五九」を「七・三六七」に、「六・九二三」を「六・九三一」に、「六・五一〇」を「六・五一七」に、「六・一一八」を「六・一二六」に、「五・七四七」を「五・七五四」に、「五・三九六」を「五・四〇二」に、「五・〇六二」を「五・〇六八」に、「四・七四六」を「四・七五二」に、「四・四四七」を「四・四五二」に、「四・一六三」を「四・一六八」に、「三・八九三」を「三・八九八」に、「三・六三八」を「三・六四三」に、「三・三九七」を「三・四〇一」に、「三・一六七」を「三・一七二」に、「二・九五〇」を「二・九五四」に、「二・七四四」を「二・七四八」に、「二・五四九」を「二・五五三」に、「二・三六四」を「二・三六七」に、「二・一八九」を「二・一九二」に、「二・〇二五」を「二・〇二八」に、「一・八六五」を「一・八六八」に、「一・七一五」を「一・七一八」に、「一・五七四」を「一・五七六」に、「一・四四〇」を「一・四四二」に、「一・三一五」を「一・三一八」に、「一・一九二」を「一・一九四」に、「一・〇七八」を「一・〇八〇」に、「〇・九六九」を「〇・九七一」に、「〇・八六七」を「〇・八六九」に、「〇・七六九」を「〇・七七一」に、「〇・六七七」を「〇・六七九」に、「〇・五九〇」を「〇・五九一」に、「〇・五〇七」を「〇・五〇八」に、「〇・四三〇」を「〇・四三二」に、「〇・三五四」を「〇・三五五」に、「〇・三〇三」を「〇・三〇五」に、「〇・二五二」を「〇・二五三」に、「〇・二〇四」を「〇・二〇五」に、「〇・一五七」を「〇・一五八」に、「〇・一四〇」を「〇・一四一」に、「〇・一二四」を「〇・一二六」に、「〇・一〇五」を「〇・一〇六」に、「〇・〇八六」を「〇・〇八七」に、「〇・〇七〇」を「〇・〇七一」に、「〇・〇五五」を「〇・〇五六」に、「〇・〇四三」を「〇・〇四四」に、「〇・〇三〇」を「〇・〇三一」に、「〇・〇二一」を「〇・〇二二」に、「〇・〇一四」を「〇・〇一五」に、「〇・〇〇八」を「〇・〇〇九」に、「〇・〇〇四」を「〇・〇〇五」に、「〇・〇〇二」を「〇・〇〇三」に、「〇・〇〇一」を「〇・〇〇二」に改め、同表に次のように加える。

平成三十年度	○・○○一

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「一・二七一八一八」を「一・二七〇九〇九」に、「一・二六〇九〇九」を「一・二六」に、「一・二五一八一八」を「一・二五〇九〇九」に、「一・二四六三六四」を「一・二四五四五五」に、「一・二四〇九〇九」を「一・二四」に、「一・二一六三六四」を「一・二一五四五五」に、「一・二〇七二七三」を「一・二〇六三六四」に、「七十二万三千五百七十円」を「七十二万二千九百円」に改め、同条第五項中「一・〇〇〇九二一」に、「一」を「、〇・九九九〇七八」に改める。

（国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第六条　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十二年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項第一号イ中「四・一五七」を「四・一五三」に改める。